

# 配 慮 市 長 意 見 書

(仮称) 横浜国際園芸博覧会に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文 子

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

## 1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。また、工事期間の重複について、4 事業の事業スケジュールの詳細を分かりやすく方法書に記載してください。
- (4) 今後、(仮称) 博覧会協会への承継が予定されていることから、承継するにあたっては、配慮の内容等を確実に引き継いでください。

## 2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「10 開発行為等に係る事業（工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む）」】

- (1) **周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】**  
計画区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び計画区域内に整備される生物の生息空間への影響を少なくするため、会場内の施設配置については、人と自然との距離を確保するように検討してください。

(2) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造【配慮事項(6)】

海外から導入する植物については、拡散すると既存の生態系への大きな影響が危惧されることから、植物展示に際しての慎重な取扱いを十分に検討してください。

(3) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮【配慮事項(14)】

ア 非常に多くの来場者が想定されることから、交通分担率や駐車場の収容台数など、交通計画の詳細を方法書以降の図書に記載してください。

イ 交通集中の回避に寄与する「パーク&ライド」システムを積極的に活用するとともに、シャトルバスの運行計画などを踏まえ、適切な環境影響評価を行ってください。